

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	小川 (小川町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小川町は、認定農家2名、営農組合(令和7年度に農事組合法人の予定)、(株)アグリやわたの郷が中心経営体として、事業展開をしています。アンケートにより、2名の認定農家は、経営規模を現状維持、5名の個人耕作者が離農、1名の個人耕作者は経営規模を縮小するとの回答により今後、個人耕作者の約10haの経営面積が移動することとなります。課題としては、耕作者の高齢化が顕著な中ですが、営農組合では若い世代のオペレーター登録が増えており、一連の農作業のノウハウの継承が急がれます。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、小麦、豆類を主要作物として、1名の認定農家は野菜類を組み入れながら経営しており、今後も有機栽培を通して付加価値の高い農作物の栽培を続けて行きます。例年転作小麦予定地の稲わらを畜産農家に売却していますが、売却益も貴重な経営収入の一つとして位置付け、また牛糞等の利用促進をはかり、耕畜連携を目指します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、経営面積の拡大を地域計画推進委員会で調整を行い、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
上記(1)と同じ。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部の小字の圃場については、大区画化、汎用化等の基盤整備を早急に計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
小川町は2名の認定農家、営農組合、(株)アグリやわたの郷、を中心経営体と位置付け、その中の営農組合は令和7年度より法人化になることにより経営基盤の強化、安定が図られることが予想されます。また次世代のオペレーターの新規登録、大型特殊免許の取得(取得費用の一部補助)など、厳しい状況の中においても少し明るい兆しがあります。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業はJA東能登川に作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②消費者の安全・安心な食品を求める観点から段階的に有機栽培農業に切り替えて行く。減肥料として耕畜連携の一環として牛糞の利用を促進する。

③ドローンやGPSの機能のある機械を導入して、省力化、作業の効率化、人手不足の対策に取り組む。

⑦圃場排水路の土あげ作業等の溝ざらえ、小川農村環境協議会による排水側の畔の修復を今後も実施していく。